

# 「JAマイカーローン SMBC ファイナンスサービス型」

## 商品概要説明書

(令和2年7月1日現在)

商品名	JAマイカーローン SMBC ファイナンスサービス型
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。但し、営業用自動車は除きます。(自家用兼営業用車はお取扱いが可能です。)</li> <li>①自動車・バイク・水上バイク(ともに中古を含む)のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用</li> <li>②自動車等の車検・点検・修理費用、保険掛金</li> <li>③運転免許取得のための資金</li> <li>④カー用品(カーナビ等)のご購入資金</li> <li>⑤他金融機関でのマイカーローンのお借換え資金</li> <li>⑥マイカーの取得と同時の車庫建設資金</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区内に居住する者または地区内に勤務地を有する者で組合員であること。 ※現在組合員でない方も、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</li> <li>●お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の満年齢が76歳未満の方。</li> <li>●安定継続した収入のある方。</li> <li>●当JAが指定する保証機関(SMBCファイナンスサービス株)の保証が受けられる方。</li> </ul>
お借入れ額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1000万円以内(1万円単位)。 ・但し、所要金額の範囲内とします。</li> </ul>
お借入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)。</li> </ul>
お借入れ利率	<p>【固定金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>●金利は、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●元利均等返済(毎月の返済金額が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。</li> </ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要です。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAが指定する保証機関(SMBCファイナンスサービス株)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。但し、SMBCファイナンスサービス株が必要と認めた場合は徴求するものとします。</li> </ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金利に上乗せして頂きます。</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要です。</li> </ul>
徴求書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人確認資料(写)</li> <li>●所得証明資料(写)但し、お申込金額が500万円以内であれば原則不要です。</li> <li>●資金用途確認資料(見積書または契約書のそれぞれ写し)</li> <li>●借換資金の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既ローンの償還表もしくは残高証明書(写)</li> <li>・償還実績のある場合はその返済実績が記載された通帳(写)</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>●印紙税が別途必要となります。</li> <li>●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

苦情処理措置  
および紛争解  
決措置の内容

●苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはファイナンシャルセンター（電話：0898-33-7270）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

またJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

●紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAコンプライアンス統括室またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）



JAおちいまばり